

告 示

埼玉県告示第八百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川中部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 榎 本 守 男 埼玉県深谷市折之口三百三十六番地一